

「受領層」について (二)

寺内 浩

二 受領と撰閥家

平安時代の受領の属性の一つとして撰閥家など高級貴族⁽³²⁾への従属・奉仕がよくあげられる。すなわち、受領が撰閥家など高級貴族に仕え、受領に補任される見返りに本主に対して経済的奉仕を行っていたというものである。収入の多い大國・熟國に補任されるかわりに経済的奉仕を盛んに行っていた撰閥家家司受領や院司受領はその典型である。しかし、すべての受領が撰閥家など高級貴族に従属・奉仕していたかどうかは改めての検討が必要であろう。本章では撰閥期を中心にこの問題について考えてみたい。また同じ受領でも、本主の有無、本主の違いによって任国からの収入がどのように違っていたかについても考察を行いたい。

撰閥期の検討に入る前に、それ以前において受領にはどのような者が任じられていたかをみておくことにする。

一〇世紀の受領任用者には新叙と旧吏の二つがあったことが知られている。新叙は蔵人・式部丞・民部丞・外記・官史・検非違使などを経て叙爵された者が受領に任用されるもの、旧吏は公文勸濟をした受領が再任されるものである⁽³³⁾。しかし、これまであまり言及されていないが、この他に「有勞諸司」の者が受領に任用されていた。この「有勞諸司」からの受領任用は、天元二年（九七九）七月二日の平兼盛等奏状⁽³⁴⁾にみえるものである。そこに引用されている康保四年（九六七）の有勞諸司の連署申請挙状には、「謹檢「案内」、有勞諸司、遷任受領」之例、其來尚矣、而頃

年之間、拜除如忘、縦跡已絶とあり、「有勞諸司」から受領への選任は長年にわたつて続いてきたが、最近は衰退気味であるとされている。また、「藏人・外記・官史・式部・民部・大藏丞・織部正・檢非違使等、皆有年限」、拜任受領、爰諸司積歲、採用無期とあつて、新叙に比べると「有勞諸司」からの採用は少なくなつたとされている。

このように一〇世紀後半になるとあまりみられなくなつたようだが、かつては新叙・旧吏とは別に「有勞諸司」あるいは「有勞恪勤諸司」からの受領補任がなされていた。「有勞諸司」が具体的にいかなるポストか定かではないが、先の康保四年の有勞諸司挙状により縫殿頭橋朝臣忠信が加賀守に、掃部頭橋朝臣高臣が阿波守に任じられたとあるのも、縫殿頭や掃部頭がそれにあたるのであろう。また奏状を出した平兼盛も翌月に大監物から駿河守に遷任しているので大監物も「有勞諸司」の一つであろう。このほか一〇世紀はじめ頃の受領の経歴をみると、新叙・旧吏のどちらにもあてはまらない事例がみられる。たとえば、藤原忠行は土佐掾、掃部助に任じられた後叙爵され、散位頭を九年つとめたのち遠江守になり、源当純は太皇太后宮少進補任後叙爵され、大藏少輔を三年、縫殿頭を一年つとめたのち摂津守になつている。³⁶⁾おそらくはこれらも「有勞諸司」からの受領補任であり、散位頭、縫殿頭が「有勞諸司」であつたと考えられる。

以上のように一〇世紀前半の受領は新叙、旧吏、そして徐々に数は少なくなるが「有勞諸司」の三つからだいたい任用されていた。天延二年(九七四)の藤原倫寧等の奏状³⁶⁾は受領任用にあたっては旧吏と新叙を半々にするよう求めたものだが、ここでは「新叙之輩、望此職者八人、去任之吏、弥被抑遏」、若毎年先尽新叙、其余纔及旧吏」というように新叙からの任用が多いので旧吏が圧迫を受けているとされている。また先の天元二年の平兼盛等奏状では「若以如此之輩、被拜每度之闕、有勞諸司、争得抽其身」というように新叙や旧吏ばかりが任用されると「有勞諸司」から受領になれないとしている。つまり、当時受領になつてきたものとしてこれらの史料にみえるのは

新叙、旧吏、さらに「有勞諸司」のみであり、他のものはみえない。⁽³⁷⁾ もちろんこれらの史料は一〇世紀後半のものであるが、一〇世紀前半も同様の状況であったとみてよいであろう。一〇世紀前半にはこの他院分による受領任用などもあるが、⁽³⁸⁾ 主なものは新叙、旧吏、「有勞諸司」の三つであったと考えられる。

撰関期になるとこうした受領任用のあり方が変化する。主な要因の一つは高級貴族関係者の任用の増加、もう一つは成功による任用の増加である。前者は撰関家司など高級貴族関係者が経歴や任中の成績に関係なく恣意的に受領に任用されるものである。後者の成功はいうまでもなく私富の献納により受領に任じられるもので、一〇世紀後期以降受領が大量の私富を蓄積するようになったことによりはじまる。ただ、成功を行うためには収入の多い国に任じられる必要があったのだが、そうした国には高級貴族関係者が多く任じられていた。従って、実際には成功によって受領になった者の多くが高級貴族関係者であった。⁽³⁹⁾

こうした高級貴族関係者の増加により撰関期になると新叙や一般の旧吏の者は次第に受領に任用されにくくなった。新叙はこれまで叙爵後まもなく受領に任じられていたのだが、次第に受領任用までの期間が長くなった。⁽⁴⁰⁾ 旧吏は受領功過定によって任中の成績が審査され、その結果に応じて再任されるのが原則であったが、受領功過定に撰関家など高級貴族が介入し、高級貴族関係者に有利な判定が目立つようになった。⁽⁴¹⁾ また、再任にあたっては単に公文勘済をするだけでなく、いかに早く公文を勘済したか、公文勘済の他にどれだけ多くの別功があるかなどが問題とされるようになるのだが、別功を有するためには収入の多い国に任用される必要があるので、やはり高級貴族関係者が有利であった。

このように撰関期になると撰関家など高級貴族関係者が数多く受領に任用されるようになるのだが、もちろん高級貴族関係者でないと受領になれなかったわけではない。新叙は叙爵後の待機期間が長くなつたとはいえ藏人以下のポ

ストからの受領任用は続いている。旧吏の場合も受領功過定は高級貴族関係者に有利に運用されたが、一般の受領が全く再任されなくなったわけではない。しかし、全体的にみれば当時の受領にはやはり高級貴族関係者が多かったようである。第3表は万寿二年（一〇二五）の諸国受領一覧である。高級貴族と関係がある場合は備考欄にその内容を記した。この表によると万寿二年は六八か国のうち四七か国の受領の氏名が確認あるいは推定できるが、そのうち四五人が高級貴族関係者である。高級貴族との関係は、藤原公業のように親子二代にわたって摂関家に仕えた者から藤原保昌のように道長と実資の両方の家司・家人になっていった者までその形態・内容はさまざまだが、いずれにせよほとんどの受領が高級貴族と関係を有していた。もともと、二一か国の受領名は不明であり、それらの国々はどちらかといえば収入の少ない国が多いので、次に述べるように高級貴族関係者はあまり多くはなかったと思われるが、それでも少なくとも諸国受領の三分の二以上は高級貴族関係者であったとみて間違いないであろう。

さて、一〇世紀後期以降受領になった者は任国から多くの収入を得るようになるが、任国によってその収入は大きく異なっていた。従って、当然のことながら、収入の多い国は高級貴族に仕える受領によって占められていた。⁽⁴⁴⁾逆に、新叙など一般の受領には収入の少ない国しか与えられなかった。このことについてはすでに玉井力氏が「外記補任」に載せられている外記巡による任国を調査し、寛平末年〜応和年間（九六一―九六四）とそれ以後寛弘九年（一〇〇一）⁽⁴⁵⁾までとを比較検討して、後者の時期になると外記は収入のよい国にはあまり補任されなくなること指摘されている。基本的に支持すべき見解だが、同じく「外記補任」を用いてこの点についても少し詳しくみてみたいと思う。

第4表は「外記補任」にみえる外記巡による受領補任者数を一〇世紀前・中・後期と一一世紀の四時期に分け、さらに受領収入の多寡をみるため任国をA〜Fの国別ランクにあてはめたものである。なお、A〜Fは受領収入の多少によって諸国をランキングしたものである。⁽⁴⁶⁾これによると一〇世紀の前期はランク間の差はあまりないが、中期にな

第3表 万寿2年の諸国受領

国名	氏名	備考
山城	橋内位	実資家人
大和	藤原保昌	道長家司、実資家人
河内	善滋為政	実資家人
和泉	藤原章信	道長近習
摂津	源懐信	実資家人
伊賀	藤原親光	敦成親王御監、実資が火事見舞い
伊勢	—	
志摩	—	
尾張	源則理	道長・実資に罷申、実資に志
参河	大江定経	後一条乳母子、実資に志
遠江	源安道	実資に罷申
駿河	—	
伊豆	—	
甲斐	藤原公業	頼通職事、実資に罷申・志
相模	—	
武蔵	—	
安房	—	
上総	梶犬養為政	実資に献馬
下総	藤原如信	実資に献馬
常陸	藤原信通	実資に献馬
近江	源済政	道長近習
美濃	藤原頼明	上東門院別当、実資に罷申・志
飛騨	—	
信濃	大江保資	道長家司
上野	藤原家業	実資に献物
下野	藤原善政	実資に罷申
陸奥	平孝義	実資に献物
出羽	多米国隆	
若狭	中原師光	実資家司
越前	—	
加賀	但波公親	道長近習
能登	—	
越中	橋輔政	実資家人
越後	藤原隆佐	頼通家司、実資に罷申・志

「受領層」について(一)

国名	氏名	備考
佐渡	—	
丹波	源 經 頼	実資に罷申・志、倫子甥
丹後	源 親 方	実資に志
但馬	藤原 実 経	実資に志、行成男
因幡	源 道 成	道長に罷申・献馬、実資に志
伯耆	藤原 範 永	頼通家司、実資に罷申
出雲	橘 孝 親	実資家司
石見	—	
隱岐	—	
播磨	藤原 泰 通	道長家司
美作	源 保 任	道長に献馬、実資に志
備前	源 經 相	実資に志、道長に非時奉仕
備中	源 行 任	上東門院別当、実資・道長に罷申
備後	橘 義 通	頼通職事
安芸	藤原 頼 宣	実資前駆
周防	橘 俊 遠	藤原隆家家司、実資に志
長門	—	
紀伊	藤原 貞 光	実資家人
淡路	菅野 敦 頼	実資家人
阿波	藤原 義 忠	実資に罷申・志、東宮学士
讃岐	源 長 経	実資に罷申・志
伊予	藤原 濟 家	道長家司、実資に罷申
土佐	小野 文 義	実資に志
筑前	高 階 成 順	実資に罷申・志
筑後	菅野 実 国	三条院司、源隆国家司
豊前	—	
豊後	—	
肥前	—	
肥後	藤原 致 光	実資に罷申・志
日向	—	
大隅	—	
薩摩	—	
壱岐	藤原 行 範	
対馬	—	

第4表 外記巡の国別ランク

	901-933	934-966	967-1000	1001-1012
A	2	4	0	0
B	6	2	1	0
C	3	3	1	1
D	4	1	4	0
E	4	1	3	1
F	3	12	11	7
計	22	23	20	9

ると受領収入が最も少ないFランクの国が増え、後期以降はA、Cランクの国がほとんどみえなくなり、ほとんどがFランクの国となる。このように一〇世紀中期以降外記巡は受領収入の多い国には任用されなくなるのである。⁽⁴⁷⁾⁽⁴⁸⁾

撰関期の受領の大半は高級貴族関係者であり、しかも彼らは受領収入の多い国に任じられていた。しかし、同じ受領でも撰関家に仕えていた受領とそれ以外の高級貴族に仕えていた受領との間には任国の収入面で格差があった。この点について藤原道長と藤原実資に仕えていた受領をとりあげみていくことにしたい。

第5表は、A、Bランクの国において道長関係者と実資関係者が受領として何人みえるかを調べたものである。期間は道長が内覧になった長徳元年（九九五）から道長が亡くなる万寿四年（一〇二七）までを対象とし、その間に史料で確認できる受領は何人か、そのうち道長・実資関係者はそれぞれ何人かを調査した。⁽⁴⁹⁾この表によるとAランクの国の受領総数は九五人で、道長関係者が六〇人であるのに対し、実資関係者は二六人である。最も収入の多いAランクの国では道長関係者は実資関係者の倍以上もいるのである。また、Bランクの国の受領総数は六六人で、道長関係者が四二人、実資関係者は三三人である。Bランクの国も、Aランクの国ほどでは

第5表-1 Aランクの国の受領

国名	道長関係者	実資関係者	受領総数
撰津	8人	4人	14人
近江	6人	3人	7人
越前	4人	0人	9人
越後	6人	3人	8人
但馬	4人	2人	8人
播磨	8人	1人	11人
美作	4人	2人	5人
備中	8人	4人	8人
讃岐	4人	2人	7人
伊予	7人	4人	9人
土佐	1人	1人	7人
計	60人	26人	93人

第5表-2 Bランクの国の受領

国名	道長関係者	実資関係者	受領総数
尾張	5人	3人	7人
甲斐	4人	3人	5人
美濃	9人	3人	8人
加賀	2人	3人	5人
丹波	6人	4人	8人
丹後	3人	4人	5人
因幡	5人	3人	7人
周防	1人	1人	3人
紀伊	2人	3人	6人
淡路	5人	6人	10人
計	42人	33人	64人

ないが、やはり道長関係者の方が多い。このように収入がトップクラスの国に補任されている受領の数は、道長関係者が実資関係者を大きく上回っており、同じく高級貴族に仕える受領でも撰関家に仕えている受領は収入面で優遇されている様子を示している。

以上のように、一〇世紀後期以降受領収入が増大するにともない受領任用のあり方が大きく変化する。撰関家など高級貴族に仕える者が優先的に受領に任用され、受領の多くは彼らによって占められた。また、受領収入の多い国に

は彼らをもつぱら任じられていた。これに対し、新叙など一般の受領は、高級貴族に仕える受領の任用が増え、さらに彼らが収入の多い国を占めた結果、任用されにくくなるだけでなく、任用されたとしても収入の少ない国しか与えられなくなる。つまり、やや極端に言えば、撰関期になると高級貴族と関係を結ぶことができるか否か、その高級貴族が権力中枢に近いか遠いかによって、受領になることができるかどうか、収入の多い国に補任されるかどうかが決まってくるのである。故に、当時は受領になるためには、そして収入の多い国に任用されるためには撰関家以下の高級貴族に仕えねばならなかった。もちろん、不利な立場に置かれた一般の受領もいなかっただけでは決してなく、また従属・奉仕の程度や内容も一律ではなくさまざまであつたが、撰関期の受領の多くが高級貴族に仕えていたことは間違いないことができる。

三 中下級貴族と受領

最後に、本章では、撰関期において中下級貴族のなかで受領が占める割合はどの程度かを考えてみたいと思う。撰関期における中下級貴族の人数、そしてそのうちに受領が占める割合を直接に示す史料はないが、藤原氏については一つだけ手がかりとなるものがある。『造興福寺記』永承二年二月二日条である。永承二年（一〇四七）は前年火事で焼けた興福寺の造営が始まった年で、この日中室僧房作料に充てるため「藤氏諸大夫」に対して知識物の奉加が藤氏長者藤原頼通によって呼びかけられた。二日条には、「当任受領」の上等・中等・下等、「旧吏」の上等・中等、「諸司長次官及新叙輩」の上等・下等など擲出者・擲出額とともに藤原氏四位、五位計三六六名の氏名が載せられている。この交名は「氏長者に把握されていた当時の藤原氏の五位以上」⁵⁰のリストである。もちろん、この交名

に藤原氏五位以上のすべての者が網羅されているわけではないであろうが、この年の興福寺再建が藤原氏だけでなく国家をあげての造営事業であったことからすれば、藤原氏五位以上のかかなりの部分が含まれていたと考えられる。少なくとも、僧房作料の抛出が受領中心になされているので、受領については全員列挙されているとみてよいであろう。この史料を使って四、五位のなかでどの程度の者が受領になっているかを調べてみよう。

この交名には名前の下に各種の注記がみられる。そのうち「当任」は現任受領、「去任」は旧吏のことである。「当任」は二十八人、「去任」は四十八人で、永承二年時の現任受領とそれ以前に受領になった者の総計は七六人となる。永承二年現在あるいはそれ以前に受領であった者は「当任」「去任」でほぼ把握できていると思われるが、永承二年以降に受領になった者はどれくらいいたであろうか。「国司補任」を詳細に調べてみると、「当任」「去任」以外に受領であったことが史料上確認できる者が三〇人いる。これらは永承二年以降に受領となった者たちであろう。では、永承二年以降に受領となった者はこの三〇人の他にいないであろうか。この点を考える時に注目されるのが『尊卑分脈』にみえる「〇〇守」という注記である。『尊卑分脈』には名前の傍らに官職・位階を中心にさまざまな注記がなされており、もしこの「〇〇守」という注記に信憑性があるとすれば先の三〇人以外に受領となった者がいたかどうかを知る上での重要な手がかりとなるろう。

そこで、一一世紀前半の受領⁽⁶⁾について『尊卑分脈』の注記を調べてみると次のようなことがわかった。

① 一一世紀前半の受領三五四人のうち『尊卑分脈』に名前がみえる者は二四〇人、名前がみえない者は一一四人いる。名前がみえる者二四〇人のうち、注記に「河内守」「山城尾張遠江等守」などがあり、受領であったとされている者は二一〇人いる。つまり、受領であった者はいたいの場合『尊卑分脈』にその旨が注記されているといえよう。ただし、受領を経て公卿になった者は受領であったことが注記されていない場合が多い。一〇世紀

から一二世紀に受領を経て公卿になった者一五〇人余りについて調べてみると、「〇〇守」といった注記がある者よりもない者の方が多い。従つて、受領になった者で『尊卑分脈』にみえる者は、中下級貴族はたいいの場合「〇〇守」などの注記があるが、公卿になった者についてはむしろそうした注記がない者の方が多い。

②『尊卑分脈』の受領に関する注記には、「河内守」のように国名が一つだけの場合と、「山城尾張遠江等守」のように国名が複数の場合とがある。しかし、前者は必ずしも任国が一つであったことを意味するものではない。『尊卑分脈』に名前がみえる一一世紀前半の受領のうち、注記の国名が一つだけの者は一四〇人いるが、これらについて実際の任国を調べてみると、史料で一か国しか確認できない者が八六人なのに対し、二か国以上確認できる者が五四人いる。故に、国名が一つしか注記されていなくとも実際には二か国以上歴任した者も数多くいたのである。なお、こうした受領の場合注記の国名は最終の任国である場合がほとんどである。国名が二か国以上注記されている者はたいいの場合史料上でも複数国を歴任したことが確認できる。ただ、注記の国の順序は現実の任国順と必ずしも一致しない。

このように中下級貴族で受領だった者はそのほとんどに「〇〇守」などの注記がみられるのである。故に、こうしたことからすると、「〇〇守」という注記がある場合はその者が受領であった可能性が高いといえよう。「当任」二八人、「去任」四八人、この他の受領であったことが史料上確認できる者三〇人を除き、この交名には『尊卑分脈』に「〇〇守」といった注記のみえる者が二三人いる。この二三人もまた受領であったとみなすことができる。そうすると三六六人のうち一二九人は受領であったとすることができよう。

以上のように、『尊卑分脈』に名前がみえる者については受領であったか否かがある程度は推測できるのだが、問題は『尊卑分脈』に名前がみえない者のなかに受領がいたかどうかである。『尊卑分脈』には名前がみえない者がこ

の交名には約半数の一七八人いる。そこで一一世紀前半の受領を調べてみると、藤原氏の受領は一四〇人おり、このうち一三〇人は『尊卑文脈』に名前がみえ、みえないのは一〇人だけである。つまり、藤原氏においては一一世紀前半の受領はほとんどが『尊卑分脈』に名前がみえるわけであり、このことは逆にいうと『尊卑分脈』に名前がみえない者は受領でなかった可能性が高いことになる。つまり、『尊卑分脈』に名前がみえない一七八人には受領はほとんどいないか、いたとしてもごく少数と考えられるのである。

以上、やや込み入った考察を行ってきたが、結局のところ交名にみえる三六六人のうち受領になった者は三分の一余りということになる。交名にみえない藤原氏四位、五位の者がどのくらいいたかは不明だが、先述したようにその数はさほど多くなく、またその中には受領はいなかったと思われる。故に、憶測に憶測を重ねる結果となったが、藤原氏四位・五位のうち受領になった者はだいたい三分の程度とすることができのではないだろうか。

藤原氏四位・五位の中で受領になった者がどの程度いるのかをみてきたが、藤原氏以外については残念ながら不明とせざるをえない。仮に藤原氏と同じく受領の占める割合が約三分の一だったとして、次に、当時における高級貴族と中下級貴族の関係について考察を行ってみたい。すなわち、前章で受領の多くが高級貴族と従属・奉仕関係にあったとしたが、そうしたことが中下級貴族全般についてもいえるかどうかである。

当時の上級貴族で家司や家人など本主と従属・奉仕関係にあった者の構成がよくわかるのが『小右記』を残した藤原実資である。藤原実資の家司・家人について研究された渡辺直彦氏は、家司については、「家司はそれぞれの立場で、本主に対して勤節を励むが、その恪勤は彼等への給爵・給官の申請・推挙などの形で還元される。いわば彼等の芳志・勤節に対する本主の反対給付と見做してよいであろう。」⁽²⁾とされ、また家人については、彼らが本主に対して受領貢物、五節経営料の進上、本主の公事輔佐など経済・倫理両面にわたる「芳志」を致すのに対し、

本主はこうした家人の「芳志」に対し、「微志」をもって答えるのが普通であった。本主の微志も亦、様々な形で表わされるが、その中には、家人の「給官」推挙が注目されよう。受領拳冊を進める前に、あらかじめ撰関の内諾をとり、県召除目で受領に任ずるわけである。赴任の罷申に、餞を賜うことはいうまでもない。この家人への「給官」は、既述の受領貢物となつて、本主に還元される。

と述べられている。⁽⁵³⁾このように本主と家司や家人の關係は相互の「志」を媒介として成立していたのだが、家司や家人が四位、五位である場合、本主に最も期待する「志」が受領への推挙であつたことはいうまでもない。本主にとつても大きな経済的奉仕が期待できるので、本主の側も可能な限り家司や家人を受領にしようとしたはずである。

家司や家人が四位、五位である場合は本人と本主の關係は受領への推挙・補任を媒介とする場合が多いことを述べたが、次にそれらの人数を具体的に調べてみよう。家司や家人などとして実資に仕えていた者については渡辺直彦氏や告井幸男が詳細に調査されており、⁽⁵⁴⁾約一五〇人の氏名が明らかにされている。このうち五位以上の者は約七〇人おり、そのなかで受領になつた者の割合を調べてみると、約三分の二が受領であつたことが確認できる。つまり、実資に仕えている中下級貴族のうちの大半がやはり受領になつていたのである。故に、もしこのことが一般化できるならば、⁽⁵⁵⁾高級貴族と従属・奉仕關係にあつた中下級貴族の多くは受領になつており、受領でない者は少なかったとすることができよう。そうすると、中下級貴族のなかで受領が占める割合が約三分の一だつたとすれば、受領の多くが高級貴族に仕えていたとしても、中下級貴族全体では高級貴族と従属・奉仕關係にあつた者の割合は半分以下かせいぜい半分程度であつたことになる。少なくとも、大多数の中下級貴族が高級貴族に仕えていたとすることは困難であろう。

おわりに

本稿は一〇—一二世紀の受領に階層や地位・身分の面で共通項を見いだすことができるかどうかを検討したものである。本論で述べたことを以下にまとめておくことにする。

受領に補任された者の階層は、一一世紀についてはほぼ四、五位の中下級貴族層に限られており、この時期の受領には階層面で共通性があるといえる。しかし、一〇世紀は公卿の約三分の一、一二世紀は約二分の一が受領経験者なので、一〇、一二世紀には階層面で共通性を見いだすことは困難である。

次に、地位・身分の面であるが、本稿では受領が高級貴族と従属・奉仕関係にあるかどうかについて考察した。その結果、一〇世紀後期以降受領収入が増えるにともない、受領の大半はなんらかのかたちで高級貴族に仕えていたことがわかった。故に、その形態や内容はさまざまだが、一〇世紀後期以降の受領は高級貴族に従属・奉仕していたという点で共通性があるといえる。

しかし、一一世紀前半の藤原氏の場合、受領が四位、五位のなかで占める割合は三分の一程度であり、また高級貴族に仕えかつ受領でない者は少なかったと考えられるので、中下級貴族層全体を高級貴族に従属・奉仕する存在と位置づけることは困難である。

最後に、本論で述べたことを踏まえ、一〇—一二世紀の中下級貴族層を「受領層」と呼ぶことが適当かどうかを考えてみたい。まず、「受領層」という用語についてだが、「層」とあるので受領に補任された者が属する階層を意味するものとすべきであろう。単に受領になった者たち、受領集団を指すだけなら、「受領群」などと呼べばいいわけであるから、「受領層」とする以上はやはり受領の階層を表しているとせねばならない。この点でこれまでの「受領層」

の使用方法にはややあいまいなところがあり、「受領層」が「受領群」の意で使われる場合がしばしばみうけられるように思う。しかし、「受領層」はあくまで受領が所属する階層を意味する用語としてとらえられるべきであろう。そうすると一〇世紀と一一世紀においては必ずしも受領Ⅱ中下級貴族ではなく、階層面で共通性があるのは一一世紀のみなので、中下級貴族層を「受領層」と呼びうるのは一一世紀だけということになる。

一一世紀においては受領を経て公卿になる者はごくわずかで、受領のほとんどは四、五位止まりの中下級貴族であった。また、ポストの数が六〇余りあり、任期は四年（一部は五年）なので、かなりの数の者が受領になっていたと考えられる。先にみたように中下級貴族層の約三分の一が受領であったとすれば、これほどの数の者が就いたポストは他にはないとしてよいであろう。さらに、多くの収入が得られる受領のポストは中下級貴族なら誰しもが望むものであった。こうしたことからすれば、受領は当時の中下級貴族をいわば代表するポストであり、従って中下級貴族層を「受領層」と称することもあながち不当なことではない。

しかし、人数面についていえば、中下級貴族の約三分の一が受領であったとすると、これは逆にいうと過半数の者は受領になっていないことを意味する。つまり、中下級貴族では受領になっている者よりもなっていない者の方が多いためである。故に、過半数を越えているならともかく、受領になった者が中下級貴族全体の約三分の一であったとすると、中下級貴族層を「受領層」と呼ぶのはやはり問題が多いのではないだろうか。また、中下級貴族層を「受領層」といえるのは一一世紀のみであり、その前後の時代は必ずしもそうとはいえない。従って、そうした使用時期が限られる用語をあえて使用する必要もないように思われるのである。さらにいえば、受領という「あけくれひざまづきありく物」（『かげろふ日記』）、すなわち高級貴族に仕える者というイメージが強い。一〇世紀後期以降の受領の大半は実際その通りなのだが、中下級貴族のすべてが高級貴族に仕えていたのではない。故に、中下級貴族層を「受領層」

と称すると、そうした誤解が生じる恐れもないわけではない。

このように、受領は中下級貴族を代表するポストであり、一一世紀については中下級貴族層を「受領層」と称することは決して不当なことではない。しかし、その一方で問題点も少なからず存在していることも事実である。従って、中下級貴族層をあえて「受領層」と呼ぶ必要はないように思われるのである。

註

(32) 以下では公卿Ⅱ上級貴族と、上臈、女院、東宮、中宮など上級貴族に準ずる地位にある者をあわせて高級貴族と称することにする。

(33) 玉井力「受領巡任について」(同注(3)前掲書、初出は一九八一年)。なお、一〇世紀はじめの新叙には大藏丞・織部正もあつた。

(34) 『本朝文粹』巻第六。

(35) 『古今和歌集目錄』。

(36) 『本朝文粹』巻第六。

(37) 平兼盛等奏状には最後に成功による受領任用のことがみえるが、これは後述するように一〇世紀後期以降にはじまるものである。

(38) 宇多院分により延喜八年(九〇八)に源恵が信濃守に、延喜一八年に高向利春が武藏守に任じられている(『古今和歌集目錄』)。院分はその後も続くが、院政期まではそれほど多くはない。院分については菊池紳一「院分」の成立と変遷(『国史学』一一二八、一九八六年)が詳しい。

(39) 拙稿「受領考課制度の変容」(同『受領制の研究』、塙書房、二〇〇四年、初出は一九九七年)。

(40) 玉井力注(33)前掲論文。

(41) 注(39)拙稿。

(42) 管見によれば一世紀前半において諸国の受領氏名が最もよくわかるのがこの年である。

(43) 藤原公業の父有国は兼家家司、兄の広業も道長家司である。また、当時は藤原保昌のように諸家兼参の者が多かった。こうした点については、告井幸男「摂関期貴族階級の社会構造」(同「摂関期貴族社会の研究」、塙書房、二〇〇五年)が詳しい。

(44) 拙稿(39)。

(45) 玉井力注(33)前掲論文。

(46) 拙稿「院政期における家司受領と院司受領」(同注(39)前掲書、初出は一九九八年)。なお、このランキングはあくまで院政期のものだが、摂関期においても大体においてあてはまるものと考えられる。

(47) 新叙など一般の受領は再任されることもほとんどなかった。当時受領のポストは「一生一度之官榮」(『本朝文粹』巻第六天延二年二月七日奏状)とされ、複数の国の受領になることは容易なことではなかった。しかし、高級貴族に仕える受領は複数の国に補任されることが少なくなく、道長・頼通の家司受領の場合などは家司受領四六人のうち二か国以上歴任した者が三六人、三か国以上歴任した者が二五人もいる。一方、一〇世紀後期以降外記巡により受領となった者二九人を調べてみると、複数の国の受領になったのは五人だけで、あとの二四人は再任したことを史料上確認することができない。つまり、外記巡によって受領となった者はほとんどが一か国の受領しかつとめていないのである。もともと、外記から受領になった者は一〇世紀前・中期においても再任が確認できるのは数人であり、再任数自体にはあまり変化はない。ただ、注目されるのは一〇世紀後期以降再任された五人のうち四人が高級貴族の関係者だったことである。つまり、外記においてもそうしただけでないと再任されにくくなっているわけであり、こうしたところにも高級貴族関係者が優遇されている様子を見て取ることができよう。

(48) ここで院政期の状況について簡単にみておくことにしたい。院政期になると「卅余国定任事」(『中右記』大治四年七月一五日条裏書)とされるように院司受領の数が増え、しかも収入の多い大國・熟國に彼らが次々と任じられたことは周知の通りである。また、摂関家家司受領も数は大幅に減少したが一定数は存在した。従って、摂関期と同様受領の大半は高級貴族と従属・奉仕関係にあった。たとえば、白河院政最末年の大治四年(一一二九)を例にとると、この年は五五か国の受領の氏名が確認・推定できるが、このうち四九人が高級貴族関係者である。一方、新叙は叙爵後の待機期間がさらに長くなり、二〇年を越えることが普通になる(玉

井力注(33)前掲論文)。また、院政期になると受領功過定が形骸化して、旧吏に対する任期中の業績評定はなされなくなった(拙稿「受領考課制度の解体」、同注(39)前掲書、初出は一九九七年)。こうした結果、「公家被「抽賞」者」(『長秋記』天承元年正月二二日条)であった任中公文者ですら二〇年以上待たないと再任されないという状況となる(玉井力注(33)前掲論文)。このように院政期になると高級貴族に關係のない者は撰関期よりもさらに不利な条件下に置かれたのである。

(49) 道長・実資の両方に關係する受領はそれぞれ一人に数えた。

(50) 佐藤圭「永承二(一一〇四七)年における五位以上の藤原氏の構成」(『年報中世史研究』八、一九八三年)。以下、この史料については佐藤論文を参照した。

(51) 一一世紀前半にはじめて受領に補任された者を以下では「一一世紀前半の受領」とよぶことにする(補任年は不明だが一一世紀前半にはじめて史料上にみえる者を含む)。

(52) 渡辺直彦「藤原実資家「家司」の研究」(同『日本古代官位制度の基礎的研究』、吉川弘文館、一九七二年)。

(53) 渡辺直彦注(52)前掲論文。

(54) 渡辺直彦注(52)前掲論文、告井幸男注(43)前掲論文。

(55) 藤原道長・頼通には家司・職事など四位、五位の家政職員が四九人いるが、そのうち約九割の四五人が受領になっている。また、その他の道長關係者もほとんどが受領になっている。権力の中枢にいる撰関家の場合はやはり受領になっている者の割合がきわめて大きい。実資も大臣にはなっているが、第二章でみたように道長と実資の關係者の任国には大きな格差があるなど、撰関家よりはむしろ一般の上級貴族に近い存在といえよう。故に実資の事例を一般化してもさほど大きな誤りはないと思われる。

(56) 最初にみたように、辞書でも「受領に任命される資格をもつ階層」、「受領に任命される階層」とされている。